

宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

令和8年3月25日に実施した簡易検査により、高病原性鳥インフルエンザが疑われた角田市の農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、本日、「H5亜型」のウイルス遺伝子を確認しました。

県では、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び制限区域の設定等の防疫措置を開始しました。

1 農場の概要

農場所在地：宮城県角田市

飼養状況：あひる（あいがも） 飼養羽数 約9,000羽

2 経緯

- (1) 3月25日、農場から死亡家きんが増加した旨、大河原家畜保健衛生所に通報。
- (2) 同日、大河原家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を実施し、簡易検査を実施したところ、20羽中13羽が陽性。
- (3) 仙台家畜保健衛生所における遺伝子検査の結果、陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 対応の概要

家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針に基づき、以下を実施

- (1) 県庁及び大河原町にそれぞれ高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部、現地地方支部を設置。
- (2) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、畜舎の消毒、汚染物品の埋却を実施。
- (3) 移動制限区域、搬出制限区域の設定を行い、家きん及び家きん卵の移動制限等を実施。
- (4) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

- 当該農場は、感染を疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ドローンやヘリコプターを使用しての取材は、防疫作業の妨げや場所の特定につながるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 今後とも、本病に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。